

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 上場株 1,000 万円非課税特例

Q : 上場株式の購入価額1,000万円を非課税とする特例を受けようと思っておりますが、1,000万円を超えて株式を購入している場合は、どのようにすればいいのですか？

A : 先入先出法によることが明らかになりました。ただし、この場合には、一般口座と特定口座を区分しませんので注意してください。

【解説】

いわゆる上場株1,000万円非課税特例は、13年11月30日から14年12月31日までに取得した株を16年まで保有し、17年から19年までの間に売却した上場株式等が対象になります。

ただし、特定口座のうち源泉徴収選択口座で売却された株式や相続や贈与などにより取得した上場株は対象になりませんので注意してください。

この特例を受けるためには、「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を提出しなければならず、またこの際には取得対価の額(取得対価には購入時の委託手数料を含みません)を証明する書類も添付しなければならないこととなっています。

なお、非課税上限枠を超えて上場株を取得している場合に、その株式が特例の対象になるかどうかの判定は、先入先出法によることとなっていますが、この場合には、一般口座と特定口座とに分けずに判定されることとなっていますので、注意してください。

